

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 26 京都府	(2)市町村区分 211 京田辺市	(3)所轄庁区分 26211	(4)法人番号 3130005013691	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 やすらぎ福祉会					
(8)主たる事務所の住所 京都府 京田辺市 同志社山手二丁目1番2					
(9)主たる事務所の電話番号 0774-68-5800	(10)主たる事務所のFAX番号 0774-68-5801	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://www.yasuragifukushikai.or.jp/	(14)法人のメールアドレス info@yasuragifukushikai.or.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成25年11月20日	(16)法人の設立登記年月日 平成25年11月22日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 4	(2)評議員の現員 4	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(円) 0		
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
鈴木 俊明 教授	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	0
岡崎 政美 社会福祉法人 理事	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	0
西本 佳子 社会保険労務士	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	0
村上 一夫 会社員	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名～8名	(2)理事の現員 7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(円) 9,894,588	2 特例無				
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
石丸 寿美子	1 理事長(会長等含む。) H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	2 非常勤		医師	2 無	4
石丸 尚子	2 業務執行理事(常務理事等含む。) H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	2 非常勤	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	医師	1 有 4 いずれも支給なし	2 無
石田 正勝	3 その他理事 H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	2 非常勤	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	自営	1 有 4 いずれも支給なし	2 無
澤田 淳	3 その他理事 H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	2 非常勤	4 その他	医師	2 無 4 いずれも支給なし	2 無
田中 早苗	3 その他理事 H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	2 非常勤	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	社会福祉法人 理事	2 無 4 いずれも支給なし	2 無
松本 喜一	3 その他理事 H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	2 非常勤		無職	2 無 4 いずれも支給なし	2 無
竹田 ひろ子	3 その他理事 H29.4.1 ~ H29.6	平成29年4月1日	1 常勤	4 その他	施設長	2 無 3 職員給与のみ支給	2 無
			3 施設の管理者				4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(円) 0	
(3-1)監事の氏名	(3-2)監事の職業	(3-2)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
田中 継貴	弁護士 H29.4.1 ~ H29.6	2 無	4
八田 泰孝	公認会計士 H29.4.1 ~ H29.6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他) 2 無	2
		4 財務管理に識見を有する者(公認会計士)	

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の数	常勤専従者の実数	57	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	32
	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0	常勤換算数	16.3

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
(4)うち開催を省略した回数	0	

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数	(3)理事会ごとの決議事項
	理事 監事	

--

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	取組内容	

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額の総額（円）	-543,630,000
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
地域公益事業（円）	0
公益事業（円）	0
合計額（ + + ）（円）	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
地域公益事業（円）	0
公益事業（円）	0
合計額（ + + ）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~ _____

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組	
任意事項の公表の有無	
事業報告	2 無
財産目録	2 無
事業計画書	2 無
第三者評価結果	3 該当なし
苦情処理結果	2 無
監事監査結果	2 無
附属明細書	2 無
(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
事業運営に係る公費（円）	461,893,838
②施設・設備に係る公費（円）	2,983,200
国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	51,565,563
(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
実施者の区分	_____
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	_____
業務内容	_____
費用〔年額〕（円）	_____
(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
所轄庁から求められた改善事項	<p>平成28年3月3日</p> <p>1 入札、契約事務について、経過、結果等が明確に分かるように、関係書類の整備・整理を行うこと。</p> <p>2 契約書の作成がされていないので、契約書は必ず作成すること。</p> <p> また、100万円以下のものでも特に軽微なものを除き請書を作成すること。</p> <p>3 事業活動計算書において、国庫補助金等特別積立金取崩額が特別増減の部に計上されているが、減価償却費に対応する取崩しはサービス活動増減の部の減価償却費の下に控除項目として記載すること。</p> <p> また、これにより、別紙 の国庫補助金等特別積立金明細書の当期取崩額の取崩しの事由も修正すること。</p> <p> また、当該金額について別紙1の基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の金額と不一致となっているので正しい金額に修正すること。</p> <p> また、別紙1が正しい場合は、別紙 の国庫補助金等特別積立金明細書に記載の金額も整合させること。</p> <p>4 貸借対照表（第3号の1様式）において、基本財産が計上されていない。</p> <p> 基本財産の金額は適正に記載すること。</p> <p>5 別紙1の基本財産及びその他の固定資産の明細書について、租税特別措置法第67条の5に規定されている少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の対象としている資産については、即時償却額を当期減価償却額に計上すると共に国庫補助金等により取得している場合には、国庫補助金等特別積立金の取崩しも計上すること。また、限度額の超過について、調整すること。</p> <p> また、水道分担金は繰延資産となっているが、B/S及び財産目録では長期前払費用となっている。</p> <p> また、金額も異なっているので、適正な科目により正しい金額で記載すること。</p> <p> また、（E）欄合計額が計算合計と一致しない。さらに、B/Sの固定資産の額とも一致していない。</p> <p> 附属明細書も会計基準の一般原則に則り適正に作成すること。</p> <p>6 別紙 寄附明細書において、利用者家族からの寄附金（区分：経常）3万円が記載漏れとなっている。</p> <p> また、区分が経常として記載されている800万円については、寄附物品であることから区分を固定として記載すること。また、資金収支計算書においては、施設整備等寄附金収入として計上されているが、本来、支払資金に影響しないものであることから計上してはならないものであること。</p> <p> さらに、事業活動計算書における記載については、施設整備等寄附金収益ではなく、特別増減の部の固定資産受贈額として計上するべきものであること。</p> <p>7 別紙 の補助金等収益明細書において、借入金利息補助金収益がH26年度の借入金利息に対応する補助金として交付されているが、期末に収入が無かった場合でも、未収に計上して年度間の収入支出の均衡を図ること。</p> <p>8 別紙 の基本金明細書において、設立認可時の資金収支予算書、財産目録には基本財産の取得に係る寄附金として60百万円（1号基本金）、施設増設時の運転資金として90百万円（3号基本金）を収受することとなっている。</p> <p> 実態的にも年間事業費用の2/12以上の運転資金は必要であるため、寄附金については基本金明細書の正しい区分に記載すること。</p> <p>9 財産目録について、基本財産の内訳（内容）及び金額が記載されていないので、漏れなく記載すること。</p> <p>10 内部取引消去が出来ていないので、会計基準に基づいて適正に行うこと。</p>

②実施した改善内容	<p>1 特別養護老人ホームふれあいの里（仮称）（※平成26年5月、特別養護老人ホームやすらぎの社に正式名称を定めた。）新築工事に係る入札、契約事務の経過、結果等は別紙2のとおりであり、ゴシックで記載の書類・ファイルに編綴されている。</p> <p> 今後とも、入札、契約事務について、経過、結果等が明確に分かるように、関係書類の整備・整理に努めてまいります。</p> <p>2 工事請負契約、建築設計・監理業務委託契約、給食業務委託契約、総合施設管理請負契約、一般用役員貸借契約、自動販売機設置契約、警備業務請負契約、廃棄物処理契約、特別養護老人ホームやすらぎの社における医療協力契約、協力歯科医療機関契約、訪問内容及び訪問美容に関する業務委託契約等においては、契約書を作成しているところである。</p> <p> 1法人1施設の小規模法人の現状の下、契約の適正な履行の確保を図ることとし、経理規程第68条及び第69条の規定により、契約書及び請書の作成に努めてまいります。</p> <p>3 事業活動計算書において、減価償却費に対応する取崩しはサービス活動増減の部の減価償却の下に控除項目として記載した。また、これにより、別紙 の国庫補助金等特別積立金明細書の当期取崩額の取崩しの事由も修正した。</p>
-----------	--

別紙1については、租税特別措置法第67条の5に規定する損金算入の特例を適用した金額がソフトウェアの仕様により記載できなかったことによるものである。
4 貸借対照表（第3号の1様式）において、基本財産の金額を適正に記載した。
5 水道分担金は、「その他の固定資産」に表示を変更し、長期前払費用を変更する。 （E9）合計欄が計算合計と一致していないことについては、3のまた書に記載した理由によるものである。 本来、減価償却費として計上するところ、消耗品として費用計上した。科目の修正ができないため、現状の表示のままで許容願います。
6 別紙 寄附金明細書において、利用者家族からの寄附金（区分：経常）3万円を記載した。 また、区分が経常として記載されている800万円については、寄附物品であることから区分を固定として記載した。また、資金収支計算書に施設整備等寄附金収入として計上していた800万円については、削除した。さらに、事業活動計算書における記載については、特別増減の部の固定資産受贈額として計上した。
7 今後、補助金の未収計上を行う。
8 別紙 の基本金明細書において、第一号基本金 60百万円、第三号基本金 90百万円と記載した。
9 財産目録について、基本財産の内訳（内容）及び金額を記載した。
10 内部取引については、会計基準に基づき、適正に消去する。

15 . その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	2 無
中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
法人独自で退職手当制度を整備	1 有
退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無